

## 2 地域支援事業関係

2-1 地域支援事業交付金について

2-2 地域支援事業交付金に関するQ & A

2-3 地域支援事業の具体的内容について（概要）  
別紙 現行の補助事業と地域支援事業との関係  
参考資料1 介護予防事業について  
参考資料2 任意事業について

2-4 第3期介護保険事業計画に記載する地域支援事業の  
見込量及び費用額について

## 2 地域支援事業関係

### 2-1 地域支援事業交付金について

#### 1. 地域支援事業の概要

##### (1) 事業創設の趣旨

- 要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から市町村が実施する「地域支援事業」を創設する。(介護保険法第115条の38)

##### (2) 事業内容

###### ①介護予防事業

- ア. 介護予防スクリーニングの実施
- イ. 要支援、要介護になるおそれの高い者等を対象とする介護予防サービスの提供(特定高齢者施策)
- ウ. 全高齢者を対象とする介護予防事業(一般高齢者施策)

###### ②包括的支援事業

- ア. 介護予防ケアマネジメント事業
- イ. 総合相談支援事業(地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等)
- ウ. 権利擁護事業(虐待の防止、虐待の早期発見等)
- エ. 包括的・継続的マネジメント事業(支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等)

###### ③任意事業

介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

※地域支援事業の対象となる事業の詳細は、後述の「地域支援事業の具体的な内容について(概要)」を参照。

#### 2. 地域支援事業の財政フレーム

##### (1) 事業規模

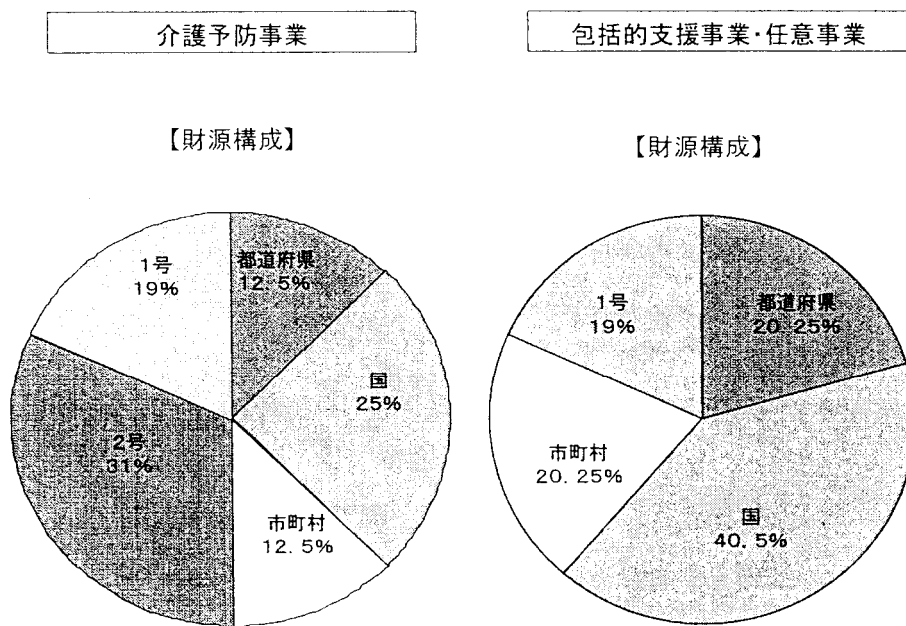
- 市町村は、介護保険事業計画に当該市町村の地域支援事業の内容、事業規模等を記載し、地域支援事業に要する費用も勘案して1号保険料額を設定することとなる。

- 地域支援事業の事業規模については、政令で上限額を定めることとなっている。

地域支援事業は、当該市町村における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況その他の状況を勘案して政令で定める額の範囲内で行うものとする。  
 (介護保険法第115条の38第3項)

## (2) 財源構成

- ①介護予防事業 : 給付費の財源構成と同じ
- ②包括的支援事業、任意事業 : 1号保険料と公費で構成



(注) 1号 : 19%、2号 : 31%は、第3期(見込み)の数値である。

- 国、都道府県、2号保険料については、それぞれ、国、都道府県、社会保険診療報酬支払基金から、「地域支援事業交付金」又は「地域支援事業支援交付金」として、各市町村の介護保険特別会計に交付される。  
 (介護保険法第122条の2第2項、第123条第4項、第126条第1項)

### (3) 交付金の算定方法

- 第3期（平成18年度～20年度）における地域支援事業交付金の交付対象となる地域支援事業の上限については、次のとおりとする。

#### ①基本方針

地域支援事業の費用額は、各市町村が介護保険事業計画において定める各年度の保険給付費見込み額に、次表に掲げる率を乗じて得た額の範囲内とする。

- ①「介護予防事業」：次表のB欄に掲げる率以内  
 ②「包括的支援事業＋任意事業」：次表のC欄に掲げる率以内  
 ③地域支援事業（①＋②）全体：次表のA欄に掲げる率以内

		18年度	19年度	20年度
地域支援事業	A	2.0%以内	2.3%以内	3.0%以内
（	介護予防事業	B	1.5%以内	1.5%以内
	包括的支援事業＋任意事業	C	1.5%以内	1.5%以内
				2.0%以内

#### ②小規模市町村の特例措置

「包括的支援事業＋任意事業」について、保険給付費見込み額の1.5%相当額が、300万円に満たない場合は、300万円を上限額とする。

ただし、上記の特例措置を適用した場合の「介護予防事業」の上限率は、次表のとおりとする。

	18年度	19年度	20年度
介護予防事業	0.5%以内	0.8%以内	1.5%以内
包括的支援事業＋任意事業	300万円以内	300万円以内	300万円以内

#### ③地域包括支援センター未設置市町村に係る算定の特例

平成18年度、19年度において、地域包括支援センターを設置しないで地域支援事業を行う市町村にあつては、交付金の対象となる「包括的支援事業＋任意事業」の事業規模は、上記①に掲げる率に1/3を乗じて得た率を上限とする。また、上記②の特例措置は適用しないものとする。

○保険給付費：各市町村につき、当該年度における次に掲げる額の合算額とする。

- 一 法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画費、特例居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費及び特例特定入所者介護サービス費の支給に要した費用の額
- 二 法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者に係る介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費、介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費、介護予防サービス計画費、特例介護予防サービス計画費、高額介護予防サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給に要した費用の額

#### (4) 交付金の対象経費

##### ア 基本的な考え方

法令・通知等で定める地域支援事業の対象となる事業であれば、その事業に係る経費については、基本的には制限をかけない。

##### イ 介護予防事業について

- ・ 介護予防事業における生活機能に関する把握に関する事業については、平成18年度、19年度においては、「生活機能に関するチェック項目」を老人保健事業の基本健康診査と併せて実施することとし、平成20年度以降については、地域支援事業において実施する予定。
- ・ 従って、これに係る経費については、平成18年度、19年度においては、老人保健事業において確保されるため、地域支援事業交付金の対象とならず、平成20年度から同交付金の対象となるものである。

### 3. 今後のスケジュール

#### (1) 今後のスケジュール

〈平成17年〉

11月初旬 各市町村より第3期における「地域支援事業に要する費用額（見込み）」を提出

※保険給付費については、平成18年4月の介護報酬改定（予定）を見込まない額で算定

1 2月下旬 予算編成  
地域支援事業交付金の決定

〈平成18年〉

1～2月 関係政省令、告示等の公布  
3月 実施要綱、交付要綱の決定  
4月～ 交付申請  
6月頃 交付決定

## (2)「地域支援事業に要する費用額（見込み）」の提出について

平成18年度予算編成に当たり、地域支援事業交付金額を把握する必要があるため、各市町村においては、次の要領により、別表を作成し、11月7日（月）までに各都道府県を経由のうえ老健局介護保険課あて提出されたい。

なお、様式については、各都道府県の介護給付費負担金の担当者あてメールで送付するので、管内市町村あて転送していただきたい。

ア.「地域支援事業に要する費用額」については、各市町村において、前述「2. 地域支援事業の財政フレーム」を踏まえ算定した、地域支援事業、介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業のそれぞれの費用について、各年度毎の所要額及び次のイの「総給付費（合計）（10月改定影響後）」に対する割合を記載すること。

イ.「（参考）市町村介護保険事業計画」についての各欄は、別途依頼する「第3期第1号被保険者の推計のワークシートの配布及び調査について」において作成される「第1号被保険者の保険料推計報告書」のうち

- ・介護給付費：「居宅サービス／地域密着型サービス／施設サービス給付費の推計」の介護給付費計（小計）→（Ⅰ）
- ・予防給付費：「介護予防サービス／地域密着型介護予防サービス給付費の推計」の予防給付費（小計）→（Ⅱ）
- ・総給付費：上記「介護給付費」と「予防給付費」の合計額
- ・平成17年10月改定影響額（△）：  
「介護予防サービス／地域密着型介護予防サービス給付費の推計」の平成17年10月改定影響額（△）→（Ⅳ）
- ・総給付費（10月改定影響後）：  
「介護予防サービス／地域密着型介護予防サービス給付費の推計」の総給付費（合計）（10月改定影響額）→（Ⅴ）

を転記すること。

(別表)

### 地域支援事業に要する費用額（見込み）について

(〇〇都道府県

〇〇市町村)

#### 地域支援事業に要する費用額

	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
地域支援事業（A+B+C）	千円	%	千円	%	千円	%
ア. 介護予防事業（A）	千円	%	千円	%	千円	%
イ. 包括的支援事業（B）	千円	%	千円	%	千円	%
ウ. 任意事業（C）	千円	%	千円	%	千円	%

#### <記入要領>

- 1 事業別に所要額を見込んだ上、各年度毎事業別に金額を記入すること。
- 2 1に記載した所要額について、下表の総給付費（10月改定影響後）に対する割合を記入すること（小数点以下第3位を四捨五入）

(参考)

#### 市町村介護保険事業計画

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護給付費（D）	千円	千円	千円
予防給付費（E）	千円	千円	千円
総給付費合計（F）＝（D）＋（E）	千円	千円	千円
平成17年10月改定影響額（Δ）（G）	千円	千円	千円
総給付費（10月改定影響後） （F）－（G）	千円	千円	千円

#### <記入要領>

- ・ 「第3期第1号被保険者の推計のワークシートの配布及び調査について」（平成17年9月26日老健局介護保険課・計画課・事務連絡）において作成される「第1号被保険者の保険料推計報告書」（以下、「保険料推計報告書」という。）から次の数字を転記すること。
- 1 介護給付費については、「保険料推計報告書」の「1. 居宅サービス/地域密着型サービス/施設サービス給付費の推計」の「介護給付費計（小計）→（I）」の額を転記する。
  - 2 予防給付費については、「保険料推計報告書」の「2. 介護予防サービス/地域密着型介護予防サービス給付費の推計」の「予防給付費計（小計）→（II）」の額を転記する。
  - 3 平成17年10月改定影響額（Δ）については、「保険料推計報告書」の「2. 介護予防サービス/地域密着型介護予防サービス給付費の推計」の「平成17年10月改定影響額（Δ）→（IV）」の額を転記する。

## 2-2 地域支援事業交付金に関するQ & A

### (制度関係)

(問1) 市町村は地域支援事業交付金に関する費用の上限率を条例で定める必要があるのか。

(答)

地域支援事業は、政令で定める額の範囲内で行うものとされており、必ずしも市町村の条例においてその上限率を改めて規定する必要はない。

(問2) 地域支援事業（介護予防事業）の対象者が保険料を滞納している場合、地域支援事業の利用制限を行ってもよいのか。

(答)

保険料を滞納している者が地域支援事業を利用しようとする際に、市町村の判断により、保険料を滞納していない者と比べて高い利用料を設定する、あるいは、地域支援事業の利用希望者が多数いた場合に保険料を滞納していない者を優先的に事業の対象にする等の対応をすることは差し支えないものと考えている。

（なお、保険給付（介護給付、予防給付）については、保険料を滞納している者についての支払一時差止等の制限がある（法第66条から第69条）。）

### (会計処理関係)

(問3) 地域支援事業交付金の会計区分はどうか（給付費と同じく保険事業勘定で整理するのか）。

(答)

保険事業勘定の中で整理する予定であるが、詳しくは、後日連絡する。



(問4) 介護保険法において、「市町村は、地域支援事業の利用者に対し、利用料を請求できる」とされているが、市町村が介護予防事業の実施を委託した場合、委託先が直接利用料の請求をすることができるのか。

(答)

利用料の額は市町村で設定するものの、市町村と委託先の契約により、委託先が直接利用料の請求を行うこととすることも可能である。

(問5) 介護予防事業の実施を委託する場合、委託先が利用料を徴収することを前提として、事業に要する費用のうち、利用料を控除した額を委託費として市町村が委託先に支払うことは可能か。

(答)

市町村と委託先の契約により、利用料を控除した額を委託費とすることも可能である。

(執行関係)

(問6) 地域支援事業に要する費用のうち、国が交付する分については、国から直接市町村に交付されるのか。

県において国費分を予算に計上する必要があるのか。

(答)

地域支援事業に要する費用については、介護保険法第122条の2第1項及び第2項により、国は市町村に対して交付するとしており、国は市町村に対して直接交付することになる。

したがって、都道府県は国庫分を歳入予算に計上する必要はない。

(問7) 地域支援事業交付金は、毎事業年度終了後に精算する必要があるのか。

(答)

地域支援事業交付金については、毎事業年度終了後、事業実績報告書を提出し、精算を行う必要がある。

交付する額は、法令・通知等で定める地域支援事業の対象となる経費であって、上限率の範囲内かつ申請額の範囲内の額である。

したがって、申請額に比して事業実績額が少額の場合は、事業実績額を交付し、一方、申請額に比して事業実績額の方が大きくなった場合は、申請額を交付するものとする。

(問8) 「介護予防事業」と「包括的支援事業・任意事業」では財源構成が異なるが、両事業間の流用は可能か。

(答)

「介護予防事業」と「包括的支援事業・任意事業（以下「包括的支援事業等」という。）」では財源構成が異なることから、流用は認められない。

したがって、例えば、介護予防事業の事業実績額が申請額を下回った場合、申請額と事業実績額との差額分を包括的支援事業等に使用することはできず、返還することになる。

(問9) 地域支援事業の事業費の算定に当たっては、あくまでも保険給付費の見込額で算定するのであって、仮に保険給付費の実績がそれを下回り、その結果、事業規模が上限率を超えた場合であってもそれについて返還は行わないということによいか。

(答)

お見込みのとおり。

(問10) 地域包括支援センターを年度中途から設置する場合における地域支援事業の費用額についてどのように取り扱うのか。

(答)

地域包括支援センターを年度途中で設置する場合であっても、年度当初から設置する場合と同じく、本会議資料中「地域支援事業交付金について」の2. 地域支援事業の財政フレーム、(3) 交付金の算定方法で示している上限率を適用して構わない。

(問11) 地域支援事業交付金の対象経費については、事業の対象となるものであれば「基本的には」制限をかけないとされているが、この趣旨は何か。

(答)

地域支援事業の対象経費については、原則制限をかけないものである。しかしながら、介護予防事業の効率的・効果的な執行を図る観点から、当該事業に要する次の経費に限って、以下のような条件を付すものとする。

- ① 備品購入費について、介護予防のための器具等を購入する場合は、単価10万円以下のものに限る。
- ② 賃借料について、介護予防のための器具等をレンタル又はリースする場合は、購入単価10万円以下のものに限る。
- ③ 送迎車の購入について、介護予防事業を利用する高齢者の送迎用に適するものであって、集団を移送することが可能なものとする。

(問12) 平成20年度以降は、現在、老人保健事業で実施されている基本健康診査は、地域支援事業として実施されるのか。

(答)

地域支援事業においては、「生活機能に関するチェック項目」について実施することとし、その他、生活習慣病の早期発見等に関する項目について実施することは想定していないが、これについては医療制度改革の見直しの過程において検討されることとなっている。

(問13) 地域包括支援センターの保健師等が新予防給付に関する業務についても行う場合、地域支援事業交付金に係る人件費の算定方法はどのように行うのか。

(答)

介護保険においては、事業ごとに経理を区分するとともに、その他の事業の会計と区分することとしている。

そのため、新予防給付に関する業務も併せて行っている場合における人件費の算定は、当該職員の勤務時間・辞令等から、地域支援事業にたずさわる勤務時間を算定し、それを基に勤務時間割合を勘案して地域支援事業交付金の対象費用を算定するものとする。

※参考：「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発18号老健局振興課長通知）」

(問14) 5月24日Q&Aの(問12)の回答で、「包括的支援事業に係る事業委託費は、いわゆる人件費補助ではなく、事業実施に係る経費として事業実績に応じて支弁されるものとする予定である」とあるが、交付金の交付要綱では個々の事業の単価や人件費の限度額は示されるのか。

(答)

地域支援事業に係る個々の事業単価や人件費の限度額等を示す予定はない。市町村において、個々の事業の業務内容や委託費の額等を勘案して、適切な額を設定されたい。